

（仮称）第4次佐渡市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和6（2024）年度～令和（ ）年度

（骨子案）

令和5年10月



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 23 (2011) 年 3 月には東日本大震災が発生し、日本全国各地で「地域の絆」の大切さが再認識されました。また、近年は全国のあらゆるところで毎年のように大規模な自然災害が発生し、災害時のみならず平常時からの対応が求められているところです。このような情勢の中、国では平成 25 (2013) 年に災害対策基本法を改正し、迅速な避難支援を行うための取組が進められています。

また、令和 2 (2020) 年 1 月の国内初感染者の確認以降、新型コロナウイルスの感染拡大は、地域においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、さまざまな地域福祉活動やイベントが休止、中止を余儀なくされるとともに、その影響は長期間にわたり、人と人とのつながる力やボランティア活動へのモチベーションの低下、活動の担い手やノウハウの喪失により、今まで長年かけて築き上げられてきた「地域の力」や「住民同士の支え合いの力」が大きく損なわれ、再生が困難になることが危惧されます。また、高齢者のフレイル（虚弱）、認知症の進行、障がい者や子どもたちの生活においてマイナスの影響が懸念されるとともに、生活困窮、児童虐待、DV、自殺、家族介護者の負担増、子ども、若者を含めた社会的孤立、孤独の進行、増加や支援を必要とする人々の生活実態やニーズの把握困難など、さまざまな課題が発生しました。

このような状況下の中で、改めて、住民同士の支え合いがより一層重要だと再確認されました。

「(仮称) 第 4 次佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以降、「本計画」とします。)の策定にあたっては、住民同士の支え合いが継続、発展するよう、より柔軟な方向に変革していく視点を持ちつつ、重層的かつ包括的な事業への移行の検討を開始し、地域とのつながりの強化を目指します。

また、近年 SDGs (持続可能な開発目標 : SDGs: Sustainable Development Goals) について言及されることが多くなっています。

SDGs は、平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 (平成 27 年) 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年 (令和 12 年) までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs 採択から数年を経て、日本国内でも SDGs に関する認知度は大きく高まり、公的機関や民間企業でも SDGs が浸透してきました。

国は平成 28（2016）年に「SDGs 実施指針」を定め、地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しており、本市においても、SDGs の目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

17 のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」などが地域福祉に特に関連の深いものであり、本計画の推進が SDGs の目標にも資するといえます。



出典：国際連合広報センター

以上のことから、この計画推進の視点のひとつとして「SDGs を踏まえた取り組み」を掲げ、計画中の施策において SDGs を念頭に取り組んでいきます。

これまでの取組の成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を鑑み、新たに「地域共生社会」の実現を目指し、本市における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取組を明らかにしていくものとして、本計画を策定します。

2 地域共生社会の実現と地域福祉について

「第3次佐渡市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以降、「前期計画」とします。）では、「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」を目指し、地域の実情に応じた支え合いの地域づくりに取り組んできました。本計画においては、前期計画の成果と課題を明確にした上で、地域のさまざまな団体と連携を深め、地域と市がより一体となり、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合う『地域共生社会の実現』を目指し、中長期的な視点を加味して、さまざまな取り組みを進めていきます。

また、国においては、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が令和2（2020）年6月に公布され、令和3（2021）年4月1日に施行されました。その中で、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケアなど、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野を超えた支援を円滑かつ一体的に実施できるよう、包括的な支援体制の整備に関する事項として、新たに「重層的支援体制整備事業」等が位置づけられました。本計画の策定にあたっては、こうした社会福祉法の改正を踏まえ、本市らしい包括的な支援体制のあり方などについて検討する必要があります。

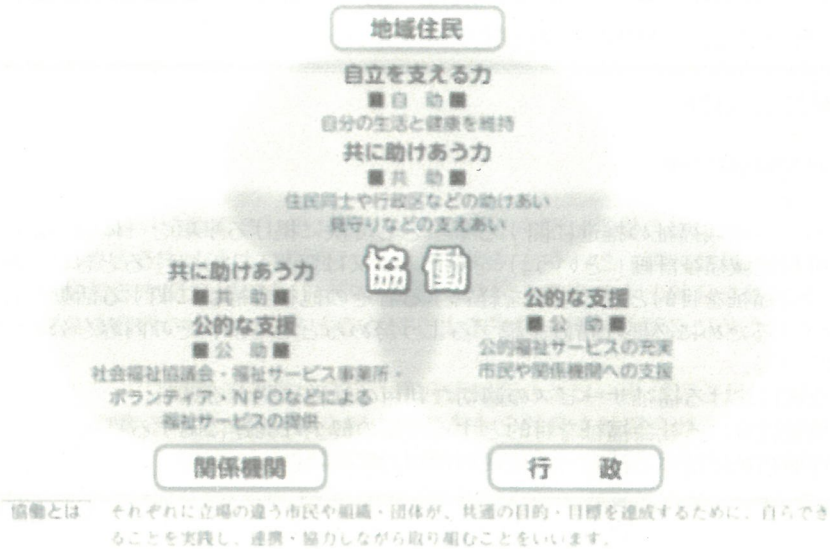
なお、地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。また、地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政、関係機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

すなわち、地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

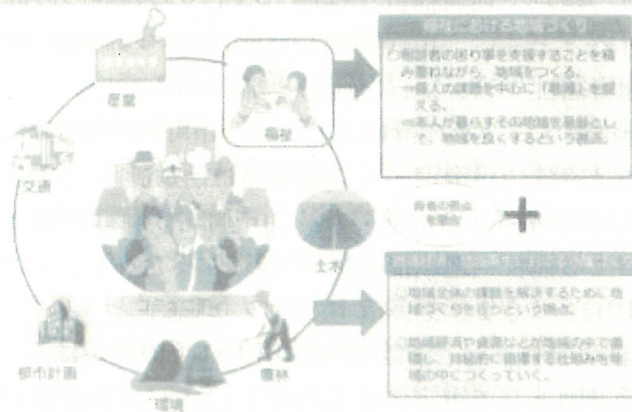
さまざまな生活課題について、住民一人ひとりの力（自助）、近隣との助け合い（共助・互助）、制度化された相互扶助（共助）、公的な制度による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。本市においては、地域に暮らす住民やご近所、さまざまな団体、市役所などが調和のとれた施策を展開し、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取り組みを推進します。

(掲載する地域福祉推進のイメージ図等を掲載予定)

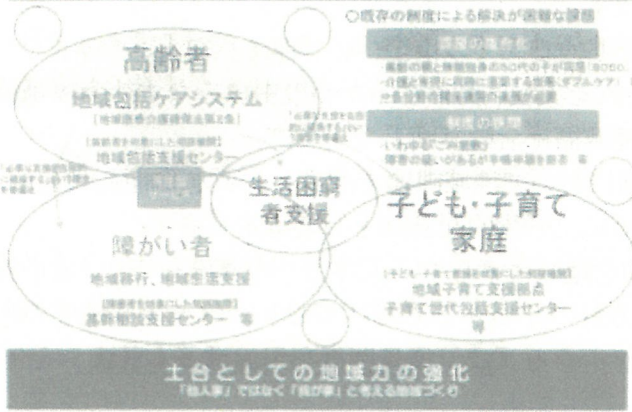
地域福祉推進のイメージ



地域づくりの可能性



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



厚生労働省資料より

2 計画の根拠と位置づけ

(1) 計画の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目的を定めるものです。

◆ 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置付けと「地域福祉活動計画」の関係性

本計画は、佐渡市総合計画を上位計画とし、他の保健福祉医療に関する個別・分野別計画における地域福祉の視点や地域福祉を推進する上での共通の方向性を定める中間的な計画として位置づけるとともに、市民参画や協働に関する領域も併せ持つものです。また、県の「新潟県健康福祉ビジョン」と連携・協力を図ります。

なお、地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」のほか、市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

「地域福祉計画」は地域福祉の推進のため、市町村が行政計画として策定するもので「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として『地域共生社会づくり』を目指すための「理念」と「しくみ」を作る計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものあり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

畢竟、地域福祉を進める上での市全体の「理念」や「しくみ」をつくる計画が『地域福祉計画』であり、それを実現、実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が『地域福祉活動計画』です。

本市では、両計画において地域課題を共有し、双方が補強、補完しながら連携した事業を展開していくために、一体的な計画として策定します。

加えて、本計画は、地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守り、安心安全な暮らしを支える環境づくりを基本方針の一つとして掲げており、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める『成年後見制度利用促進基本計画』を包含するものです。

3 関連諸計画との関係

施策の展開は、「佐渡市総合計画」をはじめ、「佐渡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「佐渡市障がい者等計画」「佐渡市子ども・子育て支援事業計画」他の保健福祉分野における各計画と特に整合性を図りながら推進していきます。

(総合計画や他計画との関係図掲載予定)

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和()年度までの 年間です。

(総合計画や他計画の期間対照図掲載予定)

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、佐渡市地域福祉推進懇談会及び計画策定チームにおいて、検討・調整を図りました。

(策定体制図掲載予定)

(1) 市民アンケート調査

市民の地域福祉に関する意識や生活課題、社会参加などの意向を計画に反映させるため、住民基本台帳から18歳以上の男女2,000人を抽出し、アンケート調査を実施しました。

(2) 佐渡市地域福祉推進懇談会

地域福祉計画を策定・推進するため、学識経験者、公募による市民、保健医療機関、福祉関係機関などの代表者などを委員とする佐渡市地域福祉推進懇談会を設置し、前期計画の中間評価を行った後、本計画について審議をお願いしました。

(3) 佐渡市社会福祉協議会

「地域福祉活動計画」と相互に連携した計画となるよう、協力しながら策定しました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 データからみた佐渡市（アンケート結果の一部掲載も検討）

（各種図表とコメントを掲載予定。下記掲載候補項目より抜粋予定。）

（1）人口

①人口の推移

◆人口の推移

◆人口の年齢階層別割合の推移

②地区別の人口

◆地区別の人口

（2）人口動態

◆人口動態

◆転入元・転出先の内訳

（3）世帯などの状況

①世帯数及び平均世帯人員数の推移

◆世帯数の推移

◆平均世帯人員数の推移

②高齢者世帯数の推移

◆高齢者世帯数の推移

◆高齢者人口と高齢者世帯（形態別）の推移

③要介護認定者数の推移

◆要介護認定者数の推移

④生活保護世帯数の推移

◆生活保護世帯数の推移

（4）障がい者の状況

①身体障がい者数の推移

◆身体障害者手帳所持者数の推移

②知的障がい者数の推移

◆療育手帳所持者数の推移

③精神障がい者数の推移

◆精神保健福祉手帳所持者数の推移

（5）子どもの状況

①合計特殊出生率の推移

◆合計特殊出生率の推移

②ひとり親世帯数の推移

◆ひとり親世帯数の推移

③入園児童数の推移

◆入園児童数の推移

(6) 地域活動などの状況

①民生委員・児童委員の状況

◆民生委員・児童委員の延べ活動日数

◆内容別相談件数

②老人クラブの状況

◆老人クラブ数の推移

◆老人クラブ加入者数・加入率の推移

(7) 外国人の状況

◆外国人登録数の推移

◆外国人登録数上位5か国の推移

(ここでの有用なアンケート結果があれば掲載を検討)

2 前期計画の取組状況・評価・課題

前期計画の進行状況を確認するため、佐渡市地域福祉推進懇談会を設置し、令和5(2023)年度に中間評価を行いました。

また、懇談会の中間評価と事業実施担当課の自己評価や意見をもとに今後の課題を整理しました。

(評価結果一覧表を前期計画の基本目標単位で掲載予定。)

前期計画基本目標1 思いやりの心を育むまちづくり

前期計画基本目標2 支え合い助け合うまちづくり

前期計画基本目標3 健やかに安心して暮らせるまちづくり

前期計画基本目標4 安全で住みやすいまちづくり

2 前期計画の総括

「1 データからみた佐渡市」、「2 前期計画の取組状況・評価・課題」や令和4(2022)年度に実施した市民アンケートの結果から、前期計画について総括し、第4次計画のめざす3つの方向性(方針)を定めます。

(本計画の基本方針となる文章を掲載予定。下記は暫定的な見本例。)

基本方針1 市民参加でつくる地域福祉

本市の高齢化率は上昇しています。高齢化が進むにあたり、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症の人が増加していくことが考えられます。コミュニティでの見守りが今後ますます重要となっており、そうした中、身近なコミュニティで多世代の市民同士が助け合うことが一層求められます。

市民アンケートの結果では…今後も地域のつながりの強化を持続していく必要があります。

引き続き、市民同士で助け合いができる地域を目指していくために、日頃から地域でのつながりを持ち続けるとともに、地域共生社会の実現に向けて、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民皆がそれぞれの役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりをつくりあげていく必要があります。

そのためには、年齢や性別、障がいの有無や生活状況に関係なく参加できる仕組みや体制づくりと併せて、「何をしたら良いかわからない」や「自分に何ができるのかわからない」などといった人の参加を促し、支援できるようなコーディネータの存在も求められています。

基本方針2 市民利用者主体の福祉サービスの充実

市民アンケートの結果から…インターネット環境が向上し、スマートフォンなどのモバイル端末が広く普及するなど、様々な方法で情報の取得が可能になりました。多様化する情報伝達手段を活用し、わかりやすい情報の発信が必要です。

自分や家族の健康、収入や家計、仕事、人間関係、家族の介護、子育てなど、ほとんどの人が何らかの悩みや不安を抱えています。市では、相談窓口を、高齢者、障がい者、子ども、若者など各分野に設置し、相談支援体制を整えました。相談内容は多様化、複雑化し、虐待など、迅速な対応が必要なものも増えています。迅速で確実な対応のためには、地域と協力して早期発見、早期対応を行い、情報の一元化や相談窓口の連携と専門性を高める必要があります。相談後も安心して生活することができるよう、継続的な支援や家族への支援も大切です。

補佐人・後見人の必要な認知症高齢者や知的障がい者をはじめ、判断能力が不十分な人の権利擁護など支援制度の充実が望まれています。

子どもを健やかに育てるために重要なこととして、の拡充についての検討が必要です。

福祉サービスの提供が利用者本位であるためには、ていねいに本人の意思を確認することからはじめることが大切です。とりわけ障がいや認知症などがある場合、本人の意思形成を支援していくことが必要なこともあります。そのうえで多様化するニーズを見据えたサービスを提供することやサービス内容の周知が必要です。

公的なサービスだけでは対応できない場合などは、地域の支えあい活動など、地域全体で協力することが必要です。

また、サービスの適正な提供のために、福祉サービス事業所の人材確保と質の向上を含む地域福祉を担う人材確保と育成が求められます。

背景としては、市の人口ビジョンでは…まで市人口が減少すると予測され、とくに若者人口の維持が課題となっています。

加えて、福祉事業の面からは、…人材の確保に困難を感じている事業所が…に及んでいます。

さらに地域の自治会、老人クラブなどの地域団体においても後継者の育成が課題となっています。他方で、今後の地域福祉をともにつくりあげる担い手を育成するうえで成果がみられるのは保育園等や小中学校を中心として展開されている市の福祉教育があります。これらをふまえた地域福祉の人材確保・育成のビジョンが必要になっています。

基本方針3 安心・安全・快適な生活環境づくり

誰もが自由に行動し積極的に社会参加ができる、安心・安全・快適な生活環境をつくるためには、物理的な障がいや精神的な障壁などを取り除くことが必要です。

公共施設、道路などのバリアフリー化は、今後も計画的に実施する必要があります。公共施設や教育施設などに、どんな人にもわかりやすく使いやすいユニバーサルデザインの導入推進も必要です。福祉教育や高齢者・障がい者などとのふれあい体験などを通じて福祉に関する理解を深めることで、生活環境全般のバリアフリー化を推進することができます。

犯罪、交通事故、自然災害など、様々な脅威から市民、特に高齢者、障がい者、子どもを守る取組が求められています。市民アンケートの結果では…。地域とのつながりの希薄化が懸念されるなか、支援したいという気持ちを大切にして、市民をはじめ、民生委員・児童委員、学校、福祉サービス事業所・企業などによる地域ぐるみの見守りを推進する必要があります。

中越大震災、中越沖地震、東日本大震災、新潟・福島豪雨を経験し、防災対策と災害対策の重要度は増しています。災害発生時に的確な情報伝達を行い、自ら避難行動をとる意識付けや、自力での避難が困難な人たちの安全を確保するための体制を確立することが求められています。市では、災害発生時に特に支援が必要な避難行動要支援者の名簿を作成し、行政区など関係機関に情報提供しています。災害発生時には、地域主導の避難支援体制が必要となります。そのためには、自主防災組織と消防団と行政区、福祉事業者と市が協力して、避難支援者の確保や平常時からの見守り活動、地域の災害ハザードマップの確認や防災訓練への参加、災害時ケアプランの作成など、防災に対する意識を高める必要があります。

第3章 計画のめざすところ

1 基本理念

【前期計画の理念を引き継ぐこととするか要検討】

前期計画基本理念：健やかで思いやりのあふれるまちづくり

(参考)

総合計画基本理念：歴史と文化が薫り 人と自然が共生できる持続可能な島
～子どもからお年寄りまで 誰もがいきいきと輝ける島～

基本目標1 豊かな自然と共生した、安全で快適なまちづくり

【防災・防犯、生活・環境】

基本目標2 一人ひとりが活躍し、いきいきと暮らせるまちづくり

【医療・介護・福祉】

基本目標5 心豊かで明るい暮らしを未来に繋げるまちづくり

【市民活動・行政活動】

本計画基本理念案例：島の絆でつなぐ 誰もがいきいきと輝き暮らせるまち”さど”

前期計画で掲げた基本理念や目標を含有し、「佐渡市総合計画」で定める、市の将来像『x x x』を基調とし、市民の誰もが住み慣れた地域で…暮らせるまちづくりを目指します。

2 基本方針

…【前期計画の評価と基本理念を受けての方針の設定】

3 施策の方向性

…【基本理念→基本方針→施策の方向性の関係図掲載予定】

4 施策の展開

基本方針1 x x x x x

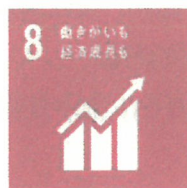
施策の方向性1－(1) x x x x x

…【基本方針毎に各施策について、「現状と課題」や「将来像」、

「施策や取組、事業内容。重点達成目標値」を掲載予定】

次頁は掲載イメージ

基本方針1 x x x x x x x x x x x x



施策の方向性1-(1) x x x x x x x x x x x x x x x

継 続

【■現状や課題、★将来像】

■ x x x x x x x x x x x。

★ x x x x x x x x x。

施策・取組・事業の内容

行政が取り組むこと

x x x x。

a) x x x x

x x x x x x x x x x x x x。

社会福祉協議会が取り組むこと

x x x x。

a) x x x x

x x x x x x x x x x x x x。

市民に期待される役割

x x x x。

a) x x x x

x x x x x x x x x x x x x。

【重点達成目標値】

x x x x

5 施策の達成に向けて

(1) 進行管理体制について

「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する上位計画として、各福祉関係課と連携して取り組むとともに、「地域福祉活動計画」を実践する佐渡市社会福祉協議会と相互に連携し、地域福祉の向上に取り組んでいきます。

(2) 成果指標について

地域福祉の向上について総合的に取り組んでいきますが、成果を確認する指標として以降の目標（達成指標）を掲げます。

【基本方針・施策の方向性毎に一覧表（一部再掲）を掲載予定】

第4章 計画のめざすところ

1 それぞれの役割

すべての市民が、安全で、安心して快適に暮らし続けることのできる地域社会を実現させるためには、市民による主体的な取組と、市民と地域が協働して地域福祉活動を推進していくことが重要です。

そのためには、市民をはじめ、地域で活動する民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、学校、企業、福祉サービス事業所などの関係者（機関）が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

計画を推進していくためには、市民を中心に関係者（機関）が協力してそれぞれの役割や責務を果たしながら、互助の精神、絆を持ち、協働して取り組んでいくことが必要です。また、市（行政）と佐渡市社会福祉協議会は連携して、支援・協力して取り組むことが必要です。

【連携図を掲載予定。以下機関や組織毎の役割を記載予定。】

(1) 市民の役割

(2) 地域・行政区（自治会・PTA・老人クラブなど）の役割

(3) 民生委員・児童委員の役割

(4) ボランティア・NPOの役割

(5) 学校等の役割

(6) 福祉サービス事業所・企業の役割

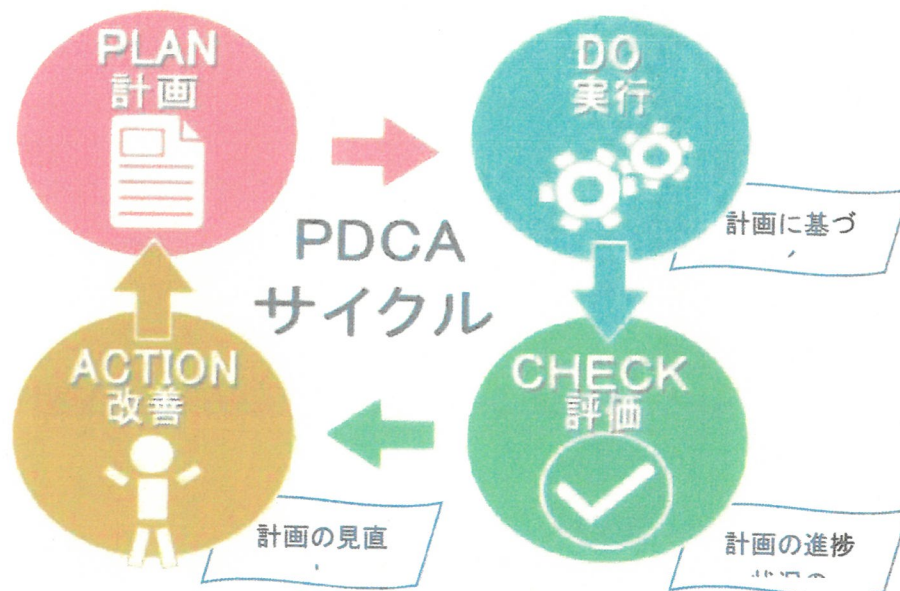
(7) 佐渡市社会福祉協議会の役割

(8) 市（行政）の役割

2 計画の進行管理と評価

本計画で掲げた数値目標の達成状況をはじめ、各種施策・事業の着実な実施のため、「PDCA サイクル」(Plan=計画)→(Do=実行)→(Check=評価)→(Act=改善)の考え方を基に、「佐渡市地域福祉推進懇談会」、「(仮称)佐渡市地域福祉計画推進庁内部会」及び「担当者会議」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。また、毎年度実施状況を調査するとともに、結果をウェブサイト等で公表します。

◆PDCAサイクルによる進行管理のイメージ図例◆



【資料編】…【掲載内容検討中】

- 1 佐渡市地域福祉推進懇談会等
(設置要綱・委員名簿・審議経過等)
- 2 関連法令抜粋等
- 3 市民アンケート調査結果抜粋等
- 4 福祉関連でよく使われる用語や法律の解説等
- 5 計画の策定経過等

…奥付

(以上)

